アメリカの銀行業と保険業-持株会社傘下における分離・相互参入問題-

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学社会科学研究所
	公開日: 2011-04-11
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 内田, 聡
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10483

第 36 巻第 2 号 1998 年 3 月

アメリカの銀行業と保険業 ---特株会社傘下における分離・相互参入問題---

内 田 聡☆

Banking and Insurance in the United States:
The Issue of Separation and Reciprocal Entry under Holding Companies

Satoshi Uchida

I. 問題の所在

「日本版ビッグバン (金融大改革)」が1996年11月に示され、業際問題は金融持株会社の解禁を視野に入れて、銀行・証券から保険分野へ及んでいる。

アメリカでは、これより先の1991年から三度、金融サービス持株会社(FSHC)法案が連邦議会へ提出され、1997年の法案は同年9月現在審議中である。近年まで、同国の業際問題は銀行・証券問題を一般に指していたが、FSHC構想以降、これに保険問題が加わり注目を浴びている。1995年のFSHC法案は、保険業務を巡り関係業界の見解が分かれ、翌年6月に事実上廃案となったが、逆に銀行・保険問題がクローズアップされることとなった。

ところが、兼業が禁止(分離)された経緯まで遡って、銀行・保険問題が議論されることはあまりない。本稿は、銀行持株会社(BHC)の保険業務を禁止した、1982年ガーン・セイントジャーメイン預金金融機関法(1982年法)を¹¹、1956年銀行持株会社法(1956年法)の成立時から検討したうえで、FSHCにおける銀行・保険の相互参入問題を考察するものである。

最初に、銀行本体とBHCの子会社が従事できる保険業務の変遷を、やや詳しく述べる。これは、国 法銀行と州法銀行が併存する二元銀行制度というアメリカ固有の事情もあるが、持株会社傘下の保険子 会社の業務を、銀行の保険業務と関連して論じるためである。

次に、1956年法、1970年銀行持株会社改正法(1970年改正法)、1982年法におけるBHC保険業務の制限ないし禁止の経緯と根拠を述べる。そして、FSHC傘下での銀行・保険相互参入の構想を検討し、最後に結論を得るものとする。

アメリカにおける銀行・保険問題の先例は、わが国の金融制度改革へ示唆を与えるものと考えられる だろう。

[☆]商学研究科商学専攻博士後期課程

1) 本稿では1982年法の保険業務禁止条項を扱うが、一般に同法は歴史的高金利へ伴う金融機関、特に貯蓄金融機関(S&L)の経営難へ対応するための法律として知られている。

II. 銀行とBHCの保険業務²⁾

1. 容認から規制へ

20世紀初頭まで、銀行と保険の兼業は自由に行われていた。州法銀行が本体で保険業務を営んだほか、銀行持株会社 (Bank Holding Company) の初期形態であるチェイン・バンキング (Chain Banking) やグループ・バンキング (Group Banking) は、傘下に系列保険会社を所有していた。

保険会社は銀行と違い、すべてが各州の保険法へ基づく州法保険会社であるが³⁾、1906年にニューヨーク州が保険会社の業務を、保険業務とそれに付随する業務(生命保険会社であれば投資顧問業務など)へ限定する保険法を制定した。他の多くの州も類似の法律を設けたが、この反動で州法銀行の保険業務が制限された。

一方, 国法銀行は、1916年の国法銀行法(National Bank Act)の改正で、人口5,000人以下のコミュニティにおけるあらゆる種類の保険(火災保険、生命保険、その他の保険)販売を認められた(12USC. 92)。しかし、国法銀行側は1986年まで、これにあまり関心を示さなかった。通貨監督官局(Office of the Comptroller of the Currency=OCC)は、1960年代から信用生命保険や信用傷害・医療保険の引受・販売など、いくつかの保険業務を国法銀行の付随業務と解釈してきたが(12 USC. 24(7))⁴¹、信用生命保険の販売は広く認められている⁵¹。

このように州法・国法銀行の保険業務は制限されていたが、BHCは保険子会社を所有できた。ところが、1956年銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act of 1956) で、2つ以上の銀行を所有する複数銀行持株会社 (Multi-Bank Holding Company=MBHC) は、非銀行業務を制限された。

1銀行のみ所有する単一銀行持株会社 (One-Bank Holding Company=OBHC) は、小規模だったため、同法の規制対象外であった。1960年代後半、業務多角化のためにOBHCを設立する動きが急増したので、1970年銀行持株会社改正法 (Bank Holding Company Act Amendments of 1970) は、OBHCも規制対象へ加え、保険を含む非銀行業務の制限をすべてのBHCに適用したが。

しかし、BHCの保険業務は、1982年ガーン・セイントジャーメイン預金金融機関法 (Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982) で禁止された (後述)。

2. 銀行の保険業務の緩和

州法銀行の保険業務は、1980年代に入り自由化されてきた。1983年3月、サウスダコタ州はあらゆる保険業務を、州法銀行ないしその子会社へ認めた。同州は1980年に州際業務を解禁しており、州外の銀行やBHCは同州内で州法銀行を買収または新設し、そこから全国的な保険業務の展開が可能になった。その後も保険業務を自由化する州が続き、1987年4月までに、5州が州法銀行やその子会社へ引受業務

第 36 巻第 2 号 1998 年 3 月

を、23州が代理店業務を認めた7)。

しかし、州法銀行とその子会社の保険業務に反対していた保険業界の働きかけが成功し、1991年連邦 預金保険公社改善法(Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991=FDICIA) で、連邦預金保険制度に加盟する州法銀行およびその子会社は、国法銀行へ認められた保険業務しか原 則的に従事できず、既得権を除き、引受業務を行えなくなった。

一方,人口5,000人以下のコミュニティに支店を持つ国法銀行は、当該支店を通じ全国で保険販売ができるという見解を、OCCは1986年に示した。以来1996年3月まで、約200の国法銀行が保険販売へ携わっている⁸⁾。

この保険販売が、州法で銀行の保険業務を禁じている州の国法銀行にも認められるかどうかが不明確だったが、1996年3月の最高裁判決は、フロリダ州のバーネット銀行(Barnett Bank)へ保険販売を認めた⁹⁾。この判決で、国法銀行の保険販売は事実上解禁されたが、影響は州法銀行の同業務にも及んでいる。同年6月以降、複数の州が州法銀行の保険販売を解禁している¹⁰⁾。

また国法銀行の年金販売は¹¹⁾, 1995年1月の最高裁判決で認められたが¹²⁾, バーネット判決以後, 州法銀行の年金販売を容認する州がでてきた¹³⁾。

1996年11月にOCCは、国法銀行の子会社を通じた保険業務などへの参入申請を、同年12月31日から受け付ける方針を打ち出した¹⁶。

さらに、1997年5月のコネチィカット州連邦地方裁判所の判決は、ショーマット銀行(Shawmut Bank)に、人口5,000人以下のコミュニティを拠点とした全国への保険販売を認め¹⁵、1986年のOCCの見解を支持した。

- 2) BHC, 国法銀行, 州法銀行の各保険業務の管轄は, それぞれ連邦準備制度理事会 (FRB), 通貨監督官局 (OCC), 州銀行局・保険局である。ただし, FRB, 連邦預金保険公社 (FDIC) へ加盟する州法銀行は, FRB, FDICの管轄下にもある。
- 3) 保険会社の規制・監督は、連邦レベルでなく、各州の保険監督官局あるいは保険局が各州法へ基づいて行っている。ただし、任意団体の全米保険監督官協会(National Association of Insurance Commissioners=NAIC)は、諸州の保険監督官の意見統一を図り、また保険分野における数多くの規範法規や統一法を制定している。
- 4) Cf. Eisenbeis, [1996], p. 395.
- 5) 国法銀行は、国法銀行法第8条で、5つの銀行業務に加え、これらの銀行業務を遂行するうえで必要であるところの、すべての付随的権限を行使することが認められている。OCCは、いくつかの保険業務を付随業務と解釈してきている。詳しくは、川口、[1993]、1064-1065頁を参照。
- 6) 1956年法の1970年改正への経緯については,内田, [1995b] を参照。
- 7) FDIC, [1987], p. 106.
- 8) New York Times, March 27, 1996.
- 9) 1945年マッカラン=ファーガソン法(McCarran-Ferguson Act of 1945)は,連邦法が保険分野へ特別に 関与しない限り,連邦法は州法の保険規制へ優先しないと定めている。しかし,1996年3月の判決によれば, 国法銀行法で国法銀行へ与えた権限は直接に保険分野へ関与するものであり,マッカラン=ファーガソン法の 適用を受けない(BNA's Banking Report, April 1, 1996)。

- 10) New York Times, June 17, 1996, および「日経金融新聞」, 1996年6月26日.
- 11) 詳しくは、川口、「1995]を参照。
- 12) 1996年10月にOCCは、年金・保険商品販売へ伴い発生すると予想される様々な問題に対するガイダンスをとりまとめ、アドバイザリー・レターとして各行へ通知した。項目は、①抱合せ販売の禁止、②州法の適用性、③管理者による管理、④OCCによる監督からなっている(『金融』、1996年11月)。
- 13) 州法銀行の年金販売を認めている州が、必ずしも保険販売をも容認しているとは限らず、逆もしかりである。例えば、ペンシルバニア州は1996年4月に州法銀行の年金販売を認めたが、1996年12月の時点で、保険販売を容認していない(Levin and Hurwitz, [1997])。
- 14) New York Times, December 21, 1996, および「日本経済新聞」, 1996年11月22日.
- 15) BNA's Banking Report, June 2, 1997.

Ⅲ、分離過程

1. 1956年法における保険業務

アメリカのBHCは業務多角化と地理的進出を可能とする組織形態であるが、1956年法は金融資源の集中を防止し、銀行業と商工業の分離を維持するため、MBHCをBHCと定義して規制した。

MBHCは、地理的規制に加え、非銀行企業の所有を禁じられたが、例外として連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System=FRB) が、「金融、信託、または保険の性格を有するすべての業務 (all the activities of which are of a financial, fiduciary or insurance nature)」で、「銀行業務や銀行の経営あるいは支配へ密接に関連しているため、それらへ適切に付随する (to be so closely related to the business of banking or of managing or controlling banks as to be a proper incident thereto)」と、認定する業務へ従事できた。

FRBは認定にあたり、「銀行業と商工業の統合の程度」と「地域的慣習」の2つの基準を設けていた¹⁶⁾。保険については、「ある種の代理店業務、信用関連の引受業務」をBHCへ認めたが、代理店業務の容認基準として、「地域的慣習」を重視した¹⁷⁾。

2. 1970年改正法における保険業務

(1) 審議過程

1969年、OBHCを持株会社法の規制対象に加える諸法案が、議会へ提出された。同年11月、下院銀行委員長パットマン(W. Patman)の提出した法案は下院本会議を通過したが、BHCの携われない非銀行業務を個別に規定した「非容認業務リスト (negative laundry list)」が、以下を含む6業種へ設けられた。

- ・ 若干の例外を除く, 証券業務。
- · 以下の例外を除く、保険者、代理店としての保険提供。例外、①信用生命保等の引受·販売、② 人口5,000人以下のコミュニティにおけるあらゆる種類の保険販売。

第36巻第2号 1998年3月

しかし、法案は同リストを削除された後、1970年改正法として成立した。同法は「金融資源の集中防止」と、「銀行業と商工業の分離維持」のための予防措置であった。

(2) BHCの保険業務

BHCは1970年改正法で非銀行企業の所有を禁止されたが、例外としてBHCが「銀行業または銀行の経営ないし支配へ密接に関連しているので、それらへ適切に付随する(to be so closely related to banking or managing or controlling banks as to be a proper incident thereto)」と認定する業務へ従事できることになった。FRBは申請の審査へあたり、「起こりうべき悪影響を上回る、公衆の利益を合理的に期待できる」という、ネットの公益基準を考慮しなければならない。

FRBは、容認業務をレギュレーションYの一覧リストへ追加できるが、1982年までに保険に関して、 以下の2業務を認めた。

- ① 主として信用供与に関わる保険代理店またはブローカー業務。
- ② 信用生命保険等の引受。

保険業界などの要請へ応じ、1972年9月にFRBは①の内容を列挙したが、それらは信用生命保険等を始め、信用関連の損害保険(責任保険・住宅総合保険)、信用へ関連しない保険販売などを含んでいた。ただし、信用へ関連しない保険販売は、保険料収入が全体のそれの5%以下という条件で、顧客への便宜として認められた(便宜保険、convenience insurance)¹⁸⁾。

これに対して、保険業界は①の業務を国法銀行に認められている業務へ制限するため、FRBを相手に訴訟を起こした。判決で、便宜保険の販売は禁止されたが、「信用へ関連する」損害保険の販売が、「銀行業へ密接に関連する」業務として認められた¹⁹⁾。このため、BHC同業務の阻止が、保険業界の最大の関心事となった。また、FRBは②として広範な引受業務を認めようとしたが、保険業界の働きかけに応じ、信用生命保険等の引受業務へ制限した。

結果として、FRBは1956年法と比べ、明確だがある面で制限的な容認基準を設けた²⁰⁾。

3. 非銀行容認業務基準の改正案

1970年改正法は、BHCの非銀行業務を制限したが、非容認業務リストを望んだ議員と関係業界へ、不十分なものと映った。1975年から、非銀行業務の容認基準を厳格化する条項(容認基準厳格化条項)を含む法案が、議会に提出された。

法案は、FRBが非銀行業務の認定に際し公益基準を順守しないため、BHCによる非銀行業務への侵食と信用資源の濫用が起こっていると指摘し、非銀行業務規定の文言を、「銀行業へ密接にかつ直接的に関連している業務」などの厳格な規定へ修正するものであった。

FRBは法案の指摘と内容に反論し、1970年改正法の体制維持を訴えた。保険業界は、「BHCの金融支配」および「信用供与と非銀行業務の抱合せ販売」を根拠に法案へ賛成したが、加えて1970年改正法案(下院)にあった非容認業務リストの作成を主張した。

4. BHC保険業務禁止条項の成立

全米保険代理店協会(National Association of Insurance Agents=NAIA)を中心とする保険業界は、「信用供与と保険の抱合せ販売」を主たる根拠に、銀行ないしBHCの保険業務を禁止する法律の制定へ向け、州・連邦レベルのキャンペーンを、1970年改正法の直後から展開していた²¹⁾。

上院銀行委員長プロキシマイヤー(W. Proxmire)は、1976年6月の書簡で、抱合せ販売の調査をFRBへ要請した。1979年6月には、上院銀行委員会で「銀行とBHCによる保険販売の抱合せ」の公聴会が開かれた。

これより先の1978年6月,容認基準厳格化条項を含む法案は,下院銀行小委員会を通過した。しかし 通過直前、同条項はBHCの保険業務を原則禁止する条項へ修正された。

修正は、抱合せ販売の確認の結果ではなく、容認基準厳格化条項を推進するセイントジャーメイン (F. J. St Germain) と反対する議員との妥協の産物であり、活発な働きかけを行った保険業界の成果だった。つまり、容認基準厳格化条項の代わりに、より強力な非容認業務リストが、保険の1業種だけに設けられた。

保険業務禁止条項は、BHCが保険者、代理店、ブローカーとして提供する保険業務を、「銀行業へ密接に関連する」業務でないと規定した。以下を含む4業務は例外だが、FRBが容認し、判決で合法とされた「信用関連の損害保険販売」は含まれていない。

- · 信用生命保険等の販売。
- ・ 人口5,000人以下のコミュニティにおけるあらゆる種類の保険販売。
- ・ 総資産5,000万ドル未満の持株会社の保険販売型。

同法案は1978年11月に成立したが²³⁾,保険業務禁止条項は、下院銀行委員会、本会議を通過したものの、両院協議会で合意に至らなかった。上院は抱合せ販売の調査中であり、抱合せ販売を根拠とした同条項へ同意しなかった。

1982年8月、BHC保険業務禁止条項を含むオムニバス法案が、上院銀行委員長ガーン(J. R. Garn)によって提出された。同条項へ、小規模BHCを例外としている点、貯蓄貸付組合(Savings and Loan Associations=S&L)を規制対象外としている点などの批判があったが、同年10月にほぼ原案通り成立した。1982年法の第6条は、既得権と以下を含む7業務を除き、BHCの保険業務を禁止している。

- ・ 信用生命保険等の引受、代理店、ブローカー業務。
- 人口5,000人以下のコミュニティにおけるあらゆる種類の保険代理店業務。
- ・ 総資産5,000万ドル以下の持株会社による生命保険・年金販売を除く保険代理店業務。
- 16) Hall, [1965], pp. 346-347.
- 17) ファースト・バンク・ストック・コーポレーションへ保険代理店が認められたが、同社の所在地であるミネソタ、ノースダコタ、サウスダコタ、モンタナの各州で、大多数の銀行支店が、銀行関連の保険代理店を所有していた。所有率は順に、87%、84%、59%、65%である(Federal Reserve Bulletin, August 1959, pp. 928-930)。

第36巻第2号 1998年3月

- 18) Federal Reserve Bulletin, September 1972.
- 19) FRB, Annual Report, 1978, pp. 324-325.
- 20) Senate Report [1980], p. 3 and [1982], p. 36.
- 21) American Banker, December 10, 1971, December 18, 1972, and July 13, 1973.
- 22) House Report [1978], pp. 32-33.
- 23) 1978年金融機関規制および金利統制法 (Financial Institutions Regulatory and Interest Rate Control Act of 1978, Public Law 95-630)。

IV. FSHCによる相互参入

1. 1991年の財務省報告

1980年に預金金融機関規制緩和および通貨量管理法 (1980年法, Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980) が成立したが、同法は1933年銀行法 (Banking Act of 1933) による「競争・業務範囲制限とセイフティネット」の体制を、「競争促進とセイフティネット」のそれへ移行するものであった²⁴⁾。

1980年法で預金金利規制の段階的撤廃などの規制緩和が行われ、業務の同質化は一層進行した。1980年代後半には、FRBが、銀行・証券の分離を定めたグラス=スティーガル法(Glass-Steagall Act, G = S法)の文言を弾力的に解釈し²⁵、BHCの証券業務を制限付きながら容認し始めた²⁶。

G=S法の改正案は、1980年代にいくつか議会へ提出されたが、成立に至らなかった。1991年には、「金融制度の近代化――より安全で競争力のある銀行を育成するための提言 (Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks)」という財務省報告書のなかで、金融サービス持株会社 (Financial Services Holding Company) 構想が提示された**。

同構想は持株会社傘下へ銀行,証券,保険などの子会社所有を認めるものであるが,ことに業際問題が銀行・証券から保険分野にまで及んだ点で注目を浴びた。FSHCは,たいへん複雑な銀行・保険問題を解決する有力な相互参入形態と考えられる一方,銀行による保険を含む金融支配を助長するものという批判を受けた。

財務省報告ないし財務省法案は、FSHC構想のほか、銀行および支店設置の全国展開、監督体制の再編成などの包括的な金融制度改革を目指していた。しかし、可決されたFDICIAは、銀行やS&Lの破綻が多発し緊急性の高かった、連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation=FDIC)の資金繰り対策などの狭い範囲へとどまった²⁶⁾。

2. FSHCにおける銀行・保険問題

下院銀行委員長リーチ (J. A. Leach) は、1995年にFSHC法案(1995年金融サービス競争力強化・ 規制軽減法案、Financial Services Competitiveness and Regulatory Relief Act of 1995) を議会へ 提出した。修正条項を含んだリーチ法案は、同年6月に下院銀行委員会を通過した。ところが、銀行と

保険の兼業、国法銀行の保険業務へ関するOCCの認可権限の停止などを巡り、関係業界の見解が分かれ、同法案は翌年6月に事実上の廃案となった。しかし、銀行・保険問題がクローズアップされた。

1997年, 再びリーチによって, FSHC法案 (1997年金融サービス競争力強化法案, Financial Services Competitiveness Act of 1997) が, 議会へ提出された。銀行・保険問題の折合いが, 同法案成立への大きな要因の1つであると考えられる。

BHCの携われる非銀行業務は「銀行業へ密接に関連する」業務だが、FSHC構想でこの範囲は「金融的性格を有する、あるいはそれらへ付随する(to be financial in nature or incidental to financial activities)」業務に拡張され、保険もこの容認業務へ含まれている。

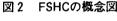
米国独立保険代理店協会(Independent Insurance Agents of America = IIAA)を中心とする保険業界は²⁰,銀行やBHCの保険業務へ強く反対してきたが、1996年3月の最高裁判決、OCCによる銀行やその子会社への保険業務の緩和措置などを受け、態度を軟化させてきている²⁰。これは金融制度改革において、BHCないしFSHCに一定の保険業務を認める一方、なし崩し的な保険業務への参入を阻止するものとも思われる。

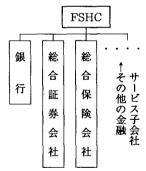
今第105議会で、FSHC法案が成立するかどうかは予断を許さないが、近い将来、銀行・保険相互参入の実現、広くは総合金融サービス産業の成立が予想されよう。

図1 BHCの概念 BHC (限定付き) に (限定) に (定) に (限) に (定) に (

(注) BHCは、「銀行業へ密接に関連する」業務子 会社のみ所有する持株会社である。

(出所) 筆者作成





(注) FSHCは,総合証券会社,総合保険会社を含む金融サービス子会社全般を所有する持株会社である。

(出所) 筆者作成

- 24) 詳しくは, 高木, [1991]を参照。
- 25) 1933年銀行法の銀行・証券の分離規定を、一般にG=S法と呼んでいる。
- 26) 詳しくは、高月、[1992]、31-63頁を参照。
- 27) 1991年, 1995年, 1997年の金融制度改革法案において, 持株会社傘下などで銀行と一般企業の結合を目指す 法案も提出されているが, 紙幅の制約上, 本稿では割愛する。
- 28) 詳しくは、高木、[1994]、[1995]、高月、前掲書、195-256頁、および内田、[1995a]、49-50頁を参照。
- 29) IIAAは、NAIAが改称したものである。
- 30) American Banker, October 18, 1996, および『日経金融新聞』, 1997年1月28日.

V. 結論

1. 銀行業と保険業の分離

(1) 範囲と根拠

BHC規制の根拠は、「金融資源の集中防止」、「銀行業と商工業の分離維持」であった。1956年法で、FRBは容認業務の認定に際し、「銀行業と商工業の統合の程度」と「地域的慣習」の基準を設け、「ある種の保険代理店業務、信用関連の保険引受業務」をBHCへ認めた。1970年改正法では、「主として信用供与に関わる保険代理店業務、信用生命保険等の引受業務」を、「銀行業へ密接に関連」し、「ネットの公益基準」を満たすものとして容認した。

保険業界は、1970年改正法における損害保険の販売業務へ強く反対し、FRB相手に訴訟を起こした。 その結果、1970年改正法の保険業務は、1956年法のそれよりも制限されたが、信用関連の損害保険販売 を含んでいた。

数と規模が増大したBHCによる同業務への従事は、保険業界へ死活問題と映った。同業界は、「抱合せ販売」を強調し、BHCによる信用関連の損害保険販売を含む保険業務を、非容認業務リストで阻止しようとした。一方、FRBは抱合せ販売を否定したうえで、損害保険販売は「銀行業へ密接に関連」し、ネットの公益基準を満たすと主張して、非容認業務リストへ反対した。

両者の抱合せ販売への見解は、分かれたままだった。議会は信用関連の損害保険販売を含む保険業務 を、抱合せ販売に直接言及せず、「銀行業へ密接に関連」しないという根拠で禁止した。

(2) 保険業務禁止条項の位置付け

1956年法をへて1970年改正法で確立した「銀行業と保険業の分離」体制は、FRBがBHCの保険業務を認定、却下するものであった。1982年法の保険業務禁止条項は、条文で保険業務を禁止し例外を掲げた。例外業務は、信用関連の損害保険販売が削除されているのを除き、1970年改正法の保険業務と似通っている。

同条項は、若干の業務範囲の違いはあるが、1956年法以来のFRBによる「銀行業と保険業の分離」体制を、「法制化」したものと考えられる。「分離」体制の確立と法制化は、実に四半世紀を越えるものである。保険業務禁止条項は、1982年に着目すると、1980年代の規制緩和期へ逆行するが、1956年法から把握すれば、1980年代に業務範囲規制の条項が成立した事情を理解できよう。

2. 分離過程からみた相互参入

四半世紀をへて成立したBHC保険業務禁止条項も、業務の同質化などで金融環境が変化するなか、その後十余年で転換期を迎えようとしている。FSHC構想は1997年9月現在で実現していないものの、保険は「銀行業へ密接に関連していない」業務から、「金融的性格を有する」業務とされ、長期的にみれば体制は「銀行業と保険業の分離」から「相互参入」へ移りつつある。

1996年 3 月、国法銀行の保険販売が事実上認められたため、FSHCが可能となれば、保険会社で保険を引き受け、銀行で販売することも考えられよう。しかし、保険業界はFSHC傘下へ保険(引受)会社を認める代わりに、「抱合せ販売」を根拠とし、銀行の保険販売を禁止するよう議会へ働きかけるかもしれない。

1982年法の審議過程では、抱合せ販売について結論を得なかった。抱合せ販売が起こりうる可能性を完全には否定できないが、可能性を持って現行の銀行の保険販売を禁止することにも疑問が残る。また、従来型の営業店における抱合せ販売の問題と、今後の金融商品の多様なデリバリー・チャネルにおけるそれを区分して論じる必要があるだろう。

BHCの保険業務禁止,広くはBHC規制の根拠の1つであった「金融資源の集中防止」は、今なお問題とされるところだが、「分離」体制と比べBHCの運営形態が定着した現代においては、いくぶん状況が異なる。金融資源の過度の集中を招かぬよう不断の注意を払いながら、金融環境の変化と国際的な制度間競争に対応するため、FSHCが保険を含む「金融的性格を有する」業務へ従事することには意味があろう。

3. わが国への含意

「日本版ビッグバン」において、金融持株会社は1998年に解禁される予定だが、その傘下におけるフルラインの銀行・信託・証券の相互参入は、業態別子会社の業務範囲制限が完全に撤廃される1999年になりそうである³¹⁾。また、銀行・保険の相互参入は2001年までの実現を目指し、銀行の保険販売業務は、2001年をめどに住宅ローン関連の長期火災保険、信用生命保険が認められる。

アメリカでは、FSHC傘下における銀行・証券・保険の相互参入へのコンセンサスができつつあり、近い将来に総合金融サービス産業の成立が予想される。日米で金融制度改革の状況は必ずしも同じではないが、わが国制度改革の1つの方向性を示しているといえるだろう。金融持株会社の保険分野に関しては未確定な部分が存在し、今後一層の議論が必要であり、アメリカの銀行・保険問題の先例は注目に値しよう。

31) 『日本経済新聞』, 1997年6月14日および1997年7月12日。

参 考 文 献

相沢幸悦 [1997], 「ユニバーサル・バンクと金融持株会社――日本の金融システムの将来像」.

American Banker, various issues.

BNA's Banking Report, various issues.

Eisenbeis, R. A. [1996], "Banks and Insurance Activities", in Saunders, A. and I. Walter, eds., Universal Banking: Financial System Design Reconsidered, pp. 387-412.

and P. Schweitzer [1979], "Tie-Ins Between the Granting of Credit and Sale of Insurance by Bank Holding Companies and Other Lenders", Staff Study 101, FRB.

FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation) [1987], Mandate for Change: Restructuring Banking

第36巻第2号 1998年3月

- Industry (高木仁ほか訳,「変革への提言―銀行産業の再構築―」, 『証券資料』, No. 103, 1989年).
- Fischer, G. C. [1986], The Modern Bank Holding Company: Development, Regulation, and Performance, supplemented for Japanese edition, 1990 (高木仁ほか訳, 『現代の銀行持株会社――アメリカにおける発展、規制、成果――』, 1992年).
- FRB (Board of Governors of the Federal Reserve System), Annual Report, various issues.
- --- [1978], The Bank Holding Company Movement to 1978: A Compendium.
- ----- , Federal Reserve Bulletin, various issues.
- Golembe Associates, Inc. [1979], Public Policy Considerations for Open Competition in the Purchase of Insurance.
- Hall, G. R. [1965], "Bank Holding Company Regulation", Southern Economic Journal, Vol. 31, No. 4, pp. 342-355.
- 川口恭弘 [1993],「銀行の保険業務──米国の判例を中心として(I)」,「国際商事法務」,第21巻,第9号,1062-1067頁.
- ──── [1996],「銀行の保険業務──米国の判例を中心として(Ⅲ)], 『国際商事法務』, 第24巻, 第 6 号, 597-600 頁.
- Lange, T. E. [1985], "The Merger of Banking and Insurance: Will Congress Close the South Dakota Loophole", Notre Dame Law Review, Vol. 60, No. 4, pp. 762-778.
- Levin, J. L. and J. P. Hurwitz [1997], "Banks in Insurance: The Pennsylvania Story", Banking Law Journal, Vol. 114, No. 2, pp. 116-123.
- Lovett, W. A. [1997], Banking and Financial Institutions Law, 4th Edition.

New York Times, various issues.

「日本経済新聞」, 各号.

『日経金融新聞』, 各号.

- 高木仁 [1986], 「アメリカの金融制度」.
- -----[1991],「アメリカ金融制度の長期的展望---1930年代から1990年代へ---」,「金融経済研究」, 創刊号.
- ----- [1994], 「1991年金融制度改革法(案)の意図---アメリカ金融システム安定化への模索」, 『証券研究』, 第108巻、1-57頁。
- ----- [1995], 「1991年金融制度改革法の成立過程---アメリカ金融システム安定化への模索」, 『証券研究』, 第113 巻, 1-48頁.
- 高月昭年 [1992], 「銀行経営と金融制度――米国の経験――」.
- ——[1997],「米金融制度改革案」,(上),(下),「金融財政事情」,第48卷,第21号,8-41頁,第48卷,第22号,34-36頁.
- 内田聡 [1995a],「アメリカ金融システムの競争と安定性――銀行業の範囲と規制――」, 『商学研究論集』, 第2号, 47-63頁.
- ──── [1995b],「1956年銀行持株会社法の1970年改正への経緯──アメリカにおける銀行業・商工業分離の一側 面──」,「証券研究」,第113巻,99-131頁.
- ----- [1996],「アメリカにおける銀行業と保険業の分離 [I] ---非銀行容認業務基準の改正案と保険業務---」, 「商学研究論集」,第5号,15-31頁
- ----- [1997], 「アメリカにおける銀行業と保険業の分離 [Ⅱ] --BHC保険業務禁止条項の成立--」, 「商学研究論集」, 第6号, 15-29頁
- -----[1997],「アメリカにおける銀行業と保険業---兼業の容認, 規制, および緩和の流れ---」,**「**月刊金融ジャー

- ナル」, 第38巻, 第4号, 87-92頁.
- -----[1997],「アメリカにおける銀行業と保険業の分離〔Ⅲ〕---四半世紀へわたる成立過程---」,「商学研究論集」, 第7号, 19-35頁.
- U. S. Congress, Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982 (Public Law 97-320, October 15, 1982).
- ——, Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991 (Public Law 102-242, December 19, 1991).
- ----- , Financial Services Competitiveness and Regulatory Relief Act of 1995 (H. R. 104-2520).
- ---- Financial Services Competitiveness Act of 1997 (H.R. 105-10).
- ---- , Congressional Record, various issues.
- [1955], Senate, Committee on Banking and Currency, Report No. 1095, on *Control of Bank Holding Companies* to accompany S. 2577, 84th Congress, 1st Session.
- [1970], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on S. 1052, S. 1211, S. 1664, H.R. 6778, and S. 3823, One Bank Holding Company Legislation of 1970, Part 1, 91st Congress, 2d Session.
- [1970], Conference Report No. 1747, on Bank Holding Company Act Amendments to accompany H.R. 6778, 91st Congress, 2d Session.
- —— [1976], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on S. 2721, Competition in Banking Act of 1976, 94th Congress, 2d Session.
- —— [1976], House, Subcommittee on Financial Institutions Supervision, Regulation, and Insurance of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, Hearings, on H.R. 10183, Financial Reform Act of 1976, Part 2, 94th Congress, 2d Session.
- [1977], House, Subcommittee on Financial Institutions Supervision, Regulation, and Insurance of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, Hearings, on H.R. 9086, Safe Banking Act of 1977, Part 3, 4, and 5, 95th Congress, 1st Session.
- —— [1978], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on S. 72, Competition in Banking Act of 1977, 95th Congress, 2d Session.
- [1978], House, Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, Report No. 1383, on Financial Institutions Regulatory Act of 1978 to accompany H.R. 13471, 95th Congress, 2d Session.
- —— [1979], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on *Tie-Ins of the Sale of Insurance by Banks and Bank Holding Companies*, 96th Congress, 1st Session.
- [1979], House, Subcommittee on Financial Institutions Supervision, Regulation, and Insurance of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, Hearings, on H.R. 2255, H.R. 2747, H.R. 4004, and H.R. 1539, Bank Holding Company Legislation and Related Issues, Part 1 and 2, 96th Congress, 1st Session.
- —— [1980], House, Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, Report No. 845, on Insurance Activities of Bank Holding Companies to accompany H.R. 2255, 96th Congress, 2d Session.
- —— [1980], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on S. 39, S. 380, and H.R. 2255, Competition in Banking Act of 1980, 96th Congress, 2d Session.
- —— [1980], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Report No. 923, on Amendments to the Bank Holding Company Act of 1956 to accompany H.R. 2255, 96th Congress, 2d Session.
- [1981], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Hearings, on S. 1720,

第 36 巻第 2 号 1998 年 3 月

- Financial Institutions Restructuring and Services Act of 1981, Part 1 and 2, 97th Congress, 1st Session.
- —— [1982], Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Report No. 536, on Depository Institutions Amendments of 1982, 97th Congress, 2d Session.
- [1982], Conference Report No. 899, on Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982 to accompany H.R. 6267, 97th Congress, 2d Session.
- U.S. Treasury [1991], Modernizing the Financial System: Recommendations for Safer, More Competitive Banks.

Wall Street Journal, various issues.

Weinberg, J. H. [1996], "Tie-in Sales and Banks", *Economic Quarterly*, Federal Reserve Bank of Richmond, Vol. 82, No. 2, pp. 1-19.

(うちだ さとし)